被災程度	女 8 本 大 大 本 大 本 大 本 大 本 よ よ よ よ よ く よ く よ く よ く よ く よ く よ く よ		休業者 2人	休業者 1人	休業 5人	
被災者	清 (大) 計 (大) (大)		請負人	請負人	元 本 人 人	
事故の型	高温・低温 の物との 接触	桑	火災	墜落、転落	有害物と の狭触	
起因物	引火性の物	引火性の物	研削盤、バフ盤	引火性の 物	有害物	
再発防止対策	1. 作業開始前に残留物の確認を行うこと 2. 化学ブラントの解体等の作業の注文者は、当該設備の中の 化学物質の危険性、有害性や取扱上の注意事項等の情報を請 負人に提供すること 3. 安全な作業方法を検討し、作業者に安全衛生教育を実施する こと	 工事の着工前に周辺の安全を確認し、必要な対策等の指示を行うこと 作業環境の情報を得た上で作業に着手すること 安全衛生教育を徹底すること 作業マニュアルを作成し、教育訓練を実施すること 構内の業者を含めた安全衛生管理体制を整備すること 	 1. 協議組織の機能を充実させること 2. 有機溶剤等に関する情報提供を行うこと 3. 火気等の管理を徹底すること 4. 作業指揮者を定めること 5. 可燃性物質の除去等を行うこと 6. 安全衛生教育を実施すること 	1. 有機務利等を入れたことのあるシンクの解体作業等について は、作業開始前に貯蔵していたものの性状に適合したガス等に よる内部の置後や今多の空気の送気等機器災害の防止に必要 な措置を確実に行うこと 3. 放業制限業務には有資格者を配置するとともに、作業者に対 する安全衛生教育を徹底すること 4. 高所作業では作業にの設置または安全帯の使用を徹底する こ。発注者、受注者が一体となった安全衛生管理を行うこと	1. ガスが滞留しやすい構造の反応器であっても十分にパージされるようにすること 2. 配管内に運定器を設ける等パージの確認(ガスの有無の確認ができるようにすること 2. 配管力に運送を表してよった。 2. 本業の危険性等に対応して、有毒ガス等の測定器、呼吸用保 2. 指集に係る危険性とその検知方法、対処方法等について教育を行っておくこと 4. 作業に係る危険性とその検知方法、対処方法等について教育を行うこと。また、災害発生時に備え、救護方法等について教育を行うこと。また、災害発生時に備え、救護方法等について教育を行うこと。また、(大豊・バージの実施者と修理作業者の連携を図ること。また、作業 規程を定め、これに基づいて作業を行うこと。	
原 因	1. 配管内にトルエンが残留していたこと 2. 化学ブラントの解体工事の注文者の7社がタンクに貯蔵していたトルエンの危険性・有害性等の情報を請負人の2社に提供していなかったこと 3. 安全な作業方法の検討や作業者に対する安全衛生教育を行っていなかったこと	1. 廃水中和槽の中に危険物の蒸気が滞留していたこと 2. 廃水中和処理権が爆発危険場所であるとの認識がなかったこと こと 3. 廃水中の浮遊物が分離し付着しやすい槽の構造・機能であったこと たこと 4. 火花の落下防止対策をせずに電動グラインダーを使用したこと	1. 着火危険のある場所の上方でグラインダーを使用したこと 2. 先行する作業の遅れがあり、作業の中止を決定したのに、そ の指示が未端に徹底していなかったこと 3. 発注者の作業基準に従って立会人を配置していなかったこと 4. 火気使用許可の標示がなされていたため、作業が可能と錯覚 したこと	1. 解体するタンクの中にトルエンの成分が残っていて爆発の雰囲気が形成されていたところに、アセチレンガスによる溶断火花がったこと ・ なみったこと 2. 奉前にタンク内の状況把握を行わなかったこと 3. 無資格者がアセチレンガスによる溶断を行ったこと 4. 休憩等の作業指揮を明確に行わなかったこと 5. タンクに関する情報が的確に伝達されていなかったこと	1. ガスのパージが十分でなかったこと 2. ガスが漏れた時点で速やかに作業を中止しなかったこと 3. 救助者が適正な呼吸用保護具を着用しないまま被害者を救助しようとしたこと	
何が発生	トルエンが貯蔵されていたタンクにつながっているタンクにつながっている配管を力ス溶断により切断し始めたところ、配管内に開催していたトルエンに着火し、作業者が火傷	工事に使用していた電 動グラインダーの火花 が着火源となり、廃水 中和処理槽内の引火 性物質が爆発	取り替える配管をグラ インダーで切断中に落 下した火花が下に溜 まっていたロウ成分の 残留物に着火して火災 が発生	タンクの配管の付け根 付近の溶断をしている とき、タンカが爆発し、 タンケの上から墜落	配管内に残留していた 硫化水素が漏洩し、硫 化水素ガスによる中毒	
どこよ	化学プラント	精油所構内にある廃水中和処理 を廃水中和処理 槽の上部通路	精油所の潤滑油 製造装置	化学工場のトルエン貯蔵タンク	二硫化炭素の製造プラント	
どんな作業	プラントの解体工事 で、プラントの配合 をガス溶断する作 業	通路の手直し作業	潤滑油製造装置の 各機器を開放して の清掃、検査等作 業(工程変更)	貯蔵タンクの解体作業	及応炉と及応器を つなぐ配管のフラン ジを外す作業	
事例No	3.3.1 (本文) ※1	3.3.1	3.3.1	3.3.1	33.1 1.	

被災程度	休 3 3 4 3 8 3 8	I	T	45 ************************************	
被災者	元 請 人人	_	I	子	
事故の型	有害物との接触	纂発	戦	巖	
起因物	有害物	その他の 危険物、有 害物等	可 燃件 が ス	可然性のガス	
再発防止対策	4 1 有害物質製造設備の修理・点検等を行う場合は、ボンブ・配 1 首等の設備の内部を水等により充分洗浄すること。洗浄は工事 施工者のみならず、発注者においても責任を持って行うこと 2 必要な労働所生保護具を着用すること。 6 1 季節に安全衛生教育を行い、作業に関わる物質の柱状、危 8 2 6 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 	1. タンク内の状況を確認して作業手順を作成すること 2. 貯蔵タンク内のスラッジの発熱を防止する措置を講じること	1. 水素ガスを安全な方法により放出してから溶液の抜き出しを行うこと 2. タンクの構造、爆発戸などの安全措置、静電気対策などの設 4. 施別を選合行うこと 3. 定期を選に当たっては、作業の安全を確保するため、ポンプ 3. 定期を選に当たっては、作業の安全を確保するため、ポンプ 3. を対象性に当たっては、作業の安全を確保するため、ポンプ 3. のや質から生する危険を防止する手順とルマニュアルを整備 3. もこと。異常時の措置についてのマニュアルを整備 3. もこと。異常時の措置についてのマニュアルを整備 3. もこと。異常時の措置についてのマニュアルを整備 5. ニフトルの整備などの組織的なクロスチェックが行われるなど万 4. 本素ガスの危険性およびその対策についての安全教育を実 5. こと。また、マニュアル類の見直し改訂の都度、その周知 後度を図るための教育を実施すること	1.ドレーン抜きを一定時間ごとに行い、スラッジが堆積しないようにすること。 2. ではガスを測定する設備を設けること。 3. マンホール開放後も、窒素、バージを継続すること。 5. 東京本・北京大学の企業が指すること。 5. 爆発火災の危険性のある場所での作業が編集して行われないように、作業間の調整を行うこと。 8. 爆発火災の危険場所は、関係者以外の立ち入り禁止区域を 8. 爆発火災の危険場所周囲での、火気使用を厳禁すること。 9. 体業指揮者を選任し、その者に作業方。 1. 周知させること。 10. 請負業者の作業員に対して、作業内容について、具体的に指示させること。 10. 請負業者の作業員に対して、作業内容について、具体的に指示させること。 11. 新たに整備した作業標準による教育を、模擬訓練を含めて実施すること。	
原因	1 発注者はこの物質の有害性については多少認識していた のの、過去に中毒の経験が集かったことから、発注に当たって 次のような管理が不充分となっていたこと (1) 配管、ボンブ内からの有害物の完全な除る 報の提供 数の提供 物、接触鏡は、呼吸用保護具等を何も着用していなかったた後 が、発触鏡は、呼吸用保護具等を何も着用していなかったたる 流出した液が容易に皮膚及び肺から吸収されたこと 3 ばく露した際、作業を直ちに中止し、汚染された衣服等を脱 せ付着部を洗浄する等の指置をとらなかったこと	1 貯蔵タンク内に堆積していた鉄を含むスラッジが発熱し、有機物質やクレオンート油が発火したこと2 事前にスラッジの有無や量、成分の確認をせずに作業計画を作成したこと	1. 水素ガスが炭酸カリ溶液とともに予備タンク内に送り込まれ、 ととなりで気と相まって爆発範囲内の混合ガスを形成していたこと。 2. 水素ガスが高圧で予備タンク内に流入したことにより静電気 が発生し、水素ガスとタンク内空気との混合ガスに着火して爆発 したものと推定される。 3. 水素ガスが流入する予備タンクの、水素爆発の危険に対する 措置が十分でなかったこと 4. 水ンプにネヤビアーションが発生したため、水素ガスが予備タンプラインに 5. 水素ガスが高入りたこと 2. 水素ガスが高入りたこと こま、水素ガスを取り扱う危険に対処するブラント操作のためのマニュアルが不十分であったこと 6. 水素ガスが不十分であったこと 6. 定期修理時における作業の安全を確保するための事前の検 討が十分に行われていなかったこと	1. 可燃性ガスの残存 2. 着火源 3. 作楽手順の不備	
何が発生	ボンブ内等に残留して いた液(オルトクロロア ニリン、オルトクロロア ニリン、オルトクロロ トロベンゼン等)が10 ほど流出し、蒸気を吸 え・皮膚からの吸収に よる中毒	クレオソート油に沈んでいたランジが空気 でいたランジが空気 と接触し、主成分の鉄 が空気中の酸素と反 応して発熱し、有機物 応して発熱し、有機物 にして発熱し、有機物 がない、振然 が発火、爆発	予備タンク内で水素ガスが傷発	麻米ダンケ側面にある 下部マンホールの蓋を つり上げたことにより 内の口が推力、カンケ 熱反らし、爆発 熱反らし、爆発	
どこる	ナルトクロロアニ リンの製造工程	クレオンート油の 貯蔵タンク	ド素製造プラン 条 を を を を を を を と の の の の の の の の り り り り り り り り り り り		
どんな作業	循環ボンブが故障 したための修理作 業	開放検査準備作業	 *** リッチガスを精製する溶液を予備 シンクに抜き出す作 ** *** タンクの掃除と タンク内壁のコーティングを里新する 指備作業 単値作業 ** 		
事例No	33.2 (** ** **	3.3.2	332 **	332	

	1			
被災程度	朱 1 **	死 3人 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	卷 ** ← ** ←	死亡者 1人、 休業者 1人
被災者	請負人		誓人	誓 人
事故の型	有害物との接触	有害物との接触	有書物と の茶館	有害物と の接触
起因物	有害物	有害物	有 一 一	有害物
再発防止対策	1. 有害物取り扱い作業の方法を確立し、適切な換気・保護具の使用を行わせること 2. 労働衛生教育を実施すること 3. 発注者は、清掃等の発注に際し、内容物の危険・有害性等について受注者に対して周知すること	と 1. あらかじめ設備内の付着物の分析を行うこと等により、作業者が暴露するおそれのあるすべての有害物(直接取り扱うものおよび加熱等により発生するもの)について、その有害性の把握に努め、作業開始前に労働衛生教育を行うこと。 発生するおそれのある有害物の種類、濃度および作業時間等を考慮し、適切な保護具を使用させること。特に、呼吸用保護集を有慮し、適切な保護具を使用させること。特に、呼吸用保護期間、3. 発生するおそれのある有害物による中毒が疑われる症状を有する者が発見された場合には、直ちに作業を中止するとともに、作業に従事した者すべてに適切な健康診断を受診させること	1. 硫化水素発生のおそれのある場所については、清掃等の作業を行う前に必ず硫化水素濃度の測定を実施すること 2. 酸素欠乏及が硫化水素濃度の測定を実施すること 13. 体業別が前に投気を実施し、酸素濃度を18%以上に、また硫化水素濃度についてはいりのm以下にすること 3. 作業中に酸素欠乏空気あるいは硫化水素が発生するおそれ がある場合は、ガーゼマス力はもちん、防毒マスかほとんど効果がないので、空気呼吸器等を使用して作業を行うこと 4. 硫化水素発生のおそれのある酸素次之危條作業にしいでは、第2種酸素欠乏危條作業主任者と選任し、作業方法の決定、酸素濃度のが低化水素濃度の測定等の職務を行わせること 5. 酸素欠乏危條作業に従事する者に対して、酸素次乏症及び硫化水素中毒的上に関する特別教育を実施すること 5. 酸素欠乏危條作業に企事する者に対して、酸素次乏症及び硫化水素中毒の指しに関する特別教育を実施すること 5. 酸素欠乏化。酸素浸透化水素中毒の発生のまるよれのある箇所 25. 成金層形については、その音を表示するともに、下請会社等も自かに関係作業に十分周知すること等により、専削に手もかに関係作業言に十分周知すること等により、専削に 12 以上の対策等について体業標準書を成成、その周知を関係者により、工具の数策等をについて体業標準書を成成、その周知を関係者により、工具の対策等を表示するとともに、下請会分化に関係作業者によりが再級の作業の際には作業標準書に基	1. 特定化学物質等を取り扱う設備の点検・滑揚作業等を行う場合は、当該機のの部の場合を化学物質等を確認に接触に、内部に残留していない。と、高級の品・作業においては、作業開始前に発出者と受注者の間で十分情報交換を行い、必要に応じて作業方法に関しても、3. 路を行うこと、ルールの開放する等の適出防止措置を講じることがよいている化学物質等が順出することのないようマンホールの開放作業については、長いボルトを原用して徐々にマンホールの開放する等の適出防止措置を講じること。1. 事の指揮監督者には、特定化学物質等による作業者の健康障害を引には、特定化学物質等による作業者の健康について必要な知識を有する者を選任すること語、作業に従事する作業者には、特定化学物質等による作業者の健康によっている必要な知識を有する者を選任すること語、作業に従事する作業者には、不浸透性の保護な、呼吸用保証
原因	1. 衛生管理が不徹底2. 労働衛生教育の不徹底3. 療注者からの教示不足発注に際し、タンクの内容物等について、有害性取扱注意事項等を明確に周知しなかったこと	1. 硫酸製造工程では、硫酸鉄塩類が配管内部に付着するこ が知られており、硫酸鉄塩類が溶断により加熱分解され亜硫 ガスが発生したこと こ 信結式小型防毒マスグ(亜硫酸・硫黄用吸収缶)の劣化があたこと こ 水銀化合物がスラッジに含有されており、溶断の際に水銀 気が発生したと考えられること 4. 溶断の際に水銀蒸気を吸入したり、スラッジ中の水銀化合。 が取高には一般に、水銀の皮膚吸収があったと考えられること が皮膚に付着し、水銀の皮膚吸収があったと考えられること 1. 体の不調を訴えていた者が出ていたのに、十分な原因調査 せず作業を続行したこと	1. シックナーの残渣内に硫化水素が発生していたこと 2. 酸素濃度測定はしていたが、硫化水素濃度測定をしていなか 3. 化薬面 4. 薬二 4. 第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者を作業生任者とて選任していなかったこと 5. 酸素欠乏危険作業を行った3名に対する酸素欠乏危険作業の特別教育を実施していなかったこと 6. 発注者等の硫化水素発生に対する認識不足	1. 精製塔下部が重合により詰まり、アクリルアミケ水溶液がその 合 内部に残留しているおそれがあったにもかかわらず、塔内におけ る当数物質の濃度・温度・圧力等の測定・調査等を行い、当該物 、
何が発生	配管内に残っていた少量のアニリンが軍手を していた作業者の手に かかり、そのまま作業 し気分が悪くなった	硫酸鉄塩類が溶断に より加熱分解され 曲硫 酸ガスが発生、中毒 また、水銀中毒	シックナー内の残渣を スコップで突いたとき 痛化水素が噴出し、中 毒	精製塔の内部からケル状のアグリルアミトレ状のアグリルアミー重合物が噴出し、全重合物が積出し、全落なびで作業台から落
えこえ	アニリンを用い て顔料中間体を 製造する反応々 ンク	亜鉛鉱の精錬の 過程で生じる亜 硫酸ガスから硫 酸を製造する工 程の熱交換器	酸 化 工 場 の ど ッ ケ ナ ー	アクリルアミド 浴液を製造する 事業場構内にあ る精製塔
どんな作業	製品を変更するた めのタンクと配管の 内部清掃作業	熱交換器の補修作業	シックナーの清掃作業	精製塔の点検、清掃
事例No	3.3.2	6. ** 6. ** 1. **	33.2 **	3.3.2 ** 1

被災程度		朱 業 人	4 4 人 4
被災者	誓一	請負人	元 計 会 人
事故の型	有 の み 後 触	摩 浴 、 転落	有電 の 接触
起因物	有 一 一	建築物	有 有害 物
再発防止対策	1. 酸素欠乏症危険個所の作業においては、第2種酸素欠乏危 酸作業主任者を選任し、適切な災害防止対策を講じ、関係者に 1. 國素欠乏等危険場所における作業を開始する前に、有害物 00存在状況および発散源を把握するとともに、酸素濃度および 00存在状況は必免機態を過渡し、それぞれの濃度を基に作業場の状況を 1. 作業中、作業建度をおけて保力を表に作業場の状況を 1. 体業中、体素と行う場所の空気中の酸素濃度を18%以上に、 2. 体業中、体素と行う場所の空気中の酸素濃度を18%以上に、 2. 体業中、体素と行う場所の空気中の酸素濃度を18%以上に、 を定期的に測定することによって確認すること 技術化水素濃度を10ppm以下に保つように換気し、その効果 を定期的に割定することによって確認すること 5. 酸素欠乏症、硫化水素中毒に関する知識の不足による障害 を防止するため、酸素欠乏症等防止規則に定められた特別教育 に基づき再度教育を行うこと。また、酸素欠乏症等化は硫化水素 中毒等の事故に膨、牧動作様に関する知識の不足による障害 を防止するため、酸素欠乏症等防止規則に定められた特別教育 に基づき再度教育を行うこと。また。酸素次を症または硫化水素 本の方法や手順について併せて十分な教育を行うこと 6. 第2種酸素欠乏危険作業主任者は、作業に従事する労働者 が酸素欠乏の空気および硫化水素を吸入しないように作業の方 法を決定し、労働者を直接指揮すること	1. 工事の準備/仮設~後片付けまでを含めた施行において、 計画を立て、発注元の製造現場を含めて十分に打合せを行うこ と	1. 肝蔵物の排出は、タンク底部から排出できる構造とするなど分ンク内に入る必要のないように改善することが望ましいこと。作業前に、タンク内の酸素およびその他有害物の遺疾を測定し、作業方法を定め、呼吸用保護具の使用など作業の安全を確保するための件集構準を作成すること、 3. 作業開始前に、酸素および想定される有害ガス濃度を測定し、タンクの必数気を十分に行うこと、シックのの数気を十分に行うこと、最常事の財助については、二次災害を防止するための措置を定め、救出用空気呼吸器、繊維ロープだと救出用に必要な器具を備え付け、避難訓練を実施する必要があること。要常事の教助については、二次災害を防止するための措置を確か、救出用空気呼吸器、繊維ロープと数址用に必要な器具を備え付け、避難訓練を実施する必要があること。第二種無表次之危険作業上有技能講習を終了した者を作業主任者として選任し、その者に作業を直接指揮させること、係業物処理の作業に就かせる前に、その危険有害性と対策、ること。とは無難必要な場合とは、その者に作業を直接指揮させること。ととない、登録となるに、第二年を指述を表して選任し、その者に作業を直接指揮させること。とない、企場を指揮者を表して選任し、その者に作業を直接指揮させること。とか、第二年を指述することを指案等の使用方法および異常時の措置について教育を実施することを指数すること。
原 因	1. 災害の発生した時間に、嫌気性微生物の排泄物が堆積する 場所であり、この場所は労働安全衛生法施行令で定めるピットや マン内などの酸素々乏作業箇所に該当していたにもかかわら ず、作業にあたり第2種酸素々乏危険作業主任者を選任し、現場 の指揮にあたらせなかったこと 3. 作業にあたる作業者に対し、第2種酸素々乏危険作業特別教育を行わなかったこと 2. 事前に策定されていた作業指示書の内容を第2種酸素々乏危 2. 作業にあたる作業者に対し、第2種酸素々乏危険作業特別教育を行わなかったこと 5. 指視の対象となっていた部間のの形態の形成化水素濃度のみで作業現場の危険性評価を行ったこと 5. 清視の対象となっていた部間のの形態の中において機生物による分解等が起きていることが事前に対するのよいでによかあらます。 6. 作業中、作業場所である排水処理設備の貯槽の換気を連続 して行わなかったこと 6. 作業者が作業を行うに際に、作業指示書により予定されていて 7. 作業者が作業を行うに際に、作業指示書により予定されていて 7. 作業者が作業を行うに際に、作業指示書により予定されていて 7. 作業者が作業を行うに際に、作業指示書により予定されていて 7. 作業者が作業を行うに際に、作業指示書により予定されていて 7. 作業者が作業を行うに際に、作業指示書により予定されてい 7. 作業者が作業を行うに際に、作業指示書により予定されてい	 開口部の蓋が雨養生用であったこと 工事の準備から後片付けまでの、事前の連絡調整が十分に行われていなかったこと 	1. コンクリート用混和剤に含まれる硫酸基から嫌気性の硫酸氮
何が発生	汚泥槽内に発生した硫化水素による中毒	酸素ボンベ集合措置を クレーンで用り上げ、 旧マルチコロン排気筒 跡の鉄製蓋の上に運搬したところ、蓋の上で 誘導していた作業者が 蓋ともに墜落	貯蔵物から発生した 化米素ガスによる中毒
どこな	化学工場内の排 水処理設備活泥 貯水槽	ボイラーダクトと 沈塵室	廃棄物 (リグニンスルホン酸化 タンボン酸化 かを主成分とす 物を主成分とす やコングリート用 化学混和材)タンケ
どんな作業	排水処理設備汚泥貯水槽の清掃作業	ボイラーダクトと沈 塵室の樹去のため の準備作業	廃棄物タンク内の
事例No	8.8.3 *** ******************************	3.3.3 % %	6 * 6 * 8 **

被災程度	** 	休業者 2人	休 2人 2人	株 2
被災者	^{報信} 一	請	請負人	
事故の型	本 の 接 強	有害物との接触	淡水	有害 の接触
起因物	有 一 一	有害物	有害物	有害参
再発防止対策	1. 通風が不十分なタンク内にこびり付いた無水フタル酸をはつるときは、従来から使用していたゴーグルなどの保護具に加えて、ゴム手袋などの不浸透性の手袋、前掛けの使用など無水フタル酸の粉じんが皮膚に接触しないような装備とすることした。 助じんスクを健園させるに当たっては、面体の接頭部からした。 ついて教育・訓練を行うこと またがとれると言いました。 ついて教育・訓練を行うこと 3. はつり場所に放水したり、排気装置などによる機気を行うとがないより、非気装置などによる機気を行うとがないより、ないなり、は、大のチル酸の有害性および人体に与える 4. 事前に作業方法および手順を検討し、無イクル酸にばく露いないようによる健康障害を防止すること 4. 事前に作業方法および手順を検討し、無イクル酸にばく露いない。 6. 作業員に対し、無イクル酸の有害性および人体に与える 6. 作業員に対し、無イクの防止すること 6. 作業員に対し、第イクの防止対象などについて労働衛生教育を実施して、作業人子の防止対象などについて労働衛生教育を実施すること	1 汚水処理槽の内部のように塗装面が広く、局所排気装置の設 置が困難である場合には、全体換気装置を設け、かつ、送気マ スクを使用すること 2. 5本処理権の内部における塗装作業のように、有機溶剤の 2. 森水処理権の内部における塗装作業のように、有機溶剤の 蒸気が発生するおそれがある場合には、次の事項を含む適正 な作業無難要確を作成して、これに基づき作業を行わせること イ、作業手順 ロ、体験気の方法及び送気マク又は、有機ガス用防毒マスク の使用方法 の使用方法 の使用方法 3. 有機溶剤作業主任者を選任し、その者に作業者を直接指揮させること	1. 工事施工前には、工事管理部門、設備管理部門、工事施工 業者の3者により十分打合せを行い、安全教育を徹底すること。 2. 洗浄塔への放出配管に逆上弁を設置すること。 3. 火気伸用工事などの重要作業の時は、記憶だけに頼らず図面や現場で確認をする習慣をつけること。	1 水酸化カリウムの混合液によるスケール発生に伴う配管内の 開塞が生じないような製造方法を検討すること。なお、トルエンな ど引火性物質による爆発・火災防止のための対策も検討する必 要があること。 12 面管が閉塞したときの解消作業について、次の項目を記載し た作業手順を正めること。 た作業手順をおること。 は、保護員の備え付け状況の確認、保護具の使用状況の監視、 異常時の措置などの職務を確実に行わせること。 は、常業自立に、取り扱う物質の危険・有害性およびその防 止が策、製造過程における異常時の対応方法などについて安全 衛生教育を実施すること。
原因	1. フレーカーにこびり付いた無水フタル酸をはつる際に発生し 粉じんにばく露したこと 2. 粉じん発生に対して、軍手、簡易防じんマスクなどを着用 るなど保護具の選定および着用の方法が適切でなかった。。 ため、はつり件業で発生した粉じんを吸入または、皮膚接触 ものと考えられること ものと考えられること 4. 無水フタル酸の有害性に対する作業で発生する粉じんを除する対策が行われていなかったこと 4. 無水フタル酸の有害性に対する作業で発生する粉じんを除する対策が行われていなかったこと 5. 作業月が、無水フタル酸の有害性に関する知識をもってしかったこと かったこと 6. 作業方法の事前検討、作業員に対する知識をもってしかったこと まるなどの労働衛生管理体制が機能していなかったこと	1. 汚水処理槽の開口部が上部のみであったがテントが張られていたため、自然換気がほとんどなかった。この状況にもかかわらず、換気装置が設置されていなかったこと。2. 送気マスクや海側が入り間時マスクを着用していなかったこと。3. A Bが有機溶剤の有害性について、知識が乏しく、既に軽度すっか中毒症状が現れているにもかかわらず、何らの防止措置もとうずに株実を続行したこと、数助にあったもが、事故が発生したこと。4. 数則にあったもが、事故が発生したにもかからず、二次災害防止措置を何もせずに汚水処理槽内に入ったこと5. 有機溶剤作業主任者を選任していなかったこと	1、洗浄体への放出バルブが開の状態だったためジメチルアミン さがスが逆流し、反応器内に可燃性混合気が形成されたこと。2、フランジ部に仕切り板を取り付けなかったため、電動サンダーの火花のところに可燃性混合気が到達したこと。	1 窒素ガスの圧入およびボンブの稼働が停止されていたことな 配管途中に設けられた圧力計の指示がゼロを示していたことな どから、配管内すべてにわたり圧力かかかっていたとは考えられ ず、配管内で混合液による開露値所が発生して圧力の高い空間 部が生じていたよめ、ボンブのフランジをかした際の衝撃等によ り閉塞値所が崩れて混合液が吐出したものと考えられること。 と、水酸化カリウムのスラリーがスケール状になりやすいことが想 葉手順が作成されていなかったこと。 3. 強アルカリ性の水酸化カリウムを圧送する配管のフランジ部 を取り外す作業を行うに際して、保護面などの適切な保護具を使 用していなかったこと。 4. 作業指揮者の職務が明確に定められていなかったなど管理 体制が機能していなかったたと、 4. 作業者らの危険・有害性に関する知識が十分でなかったこと。 5. 作業者らの危険・有害性に関する知識が十分でなかったこと。
何が発生	フレーカーにこびり付いた無インタル酸をは いた無インタル酸をは しる際に発生した粉じ んにばく驚	塗料 (エポキン樹脂、硬化剤、シンナー)がら蒸発した有機溶剤を吸入し、中毒	放出先の洗浄塔に 殊っていたジメチルアミリンが逆流し可燃性混合 ブ気が形成され、電動ノ ヨから発生した火花で リカい発生した火花で 火災が発生	配管に取り付けられた 圧力計がゼロを示して いるのを確認し、ポン グの仕出側のフラング を外し、配倒のフラング がたところ突然混合液 が吐出し、吐出した混合液を浴びて被災
どこで	F 無水フタル酸の製造設備	医薬品製造にお ける汚水処理槽 内	ポリオキシエチ レンニルエーテ ルを合成する反 応器と洗浄塔へ の放出配管	農薬を製造する ブラントの水酸 化カリウムを浴 解させる工程
どんな作業	フレーカーの清掃作業	汚水処理槽(タン ク)にサビ止めの塗装を施す作業	反応器から洗浄塔 への放出配管のバ ルブの切り替えエ 事作業	配管の詰まりを解消する作業
事例No	333	3.3.3	3.3.4 (本文) ※2	334 (**X) **1

被災程度	死亡者 10人、 休業者 7人	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	か 	死亡者 1人	7 7 4 4 4 4	休業者 1人
被災者		元方、請負人	請負人	請人人	請負人	請負人
事故の型	紫	有害物との接触	有害物との接触	はさまれ、 巻き込ま れ	極	はさまれ、 巻き込ま れ
起因物	有害物	有害物	化学設備	高所作業 車	電気設備	コンベオー
再発防止対策	1. 熱交換器の点検・整備及び部品の補修・交換等を行うこと。 2. 現場での監視体制等を明確にすること。 3. 漏洩の検出方法等を明確にすること。 4. 漏洩など異常事態への対応を明確にすること。	 1. 危険有害性等の事前評価の実施 2. 安全管理体制の整備 3. 作業中の安全確保 4. 安全衛生教育の実施 5. 安全作業マニュアルの整備と徹底 	1. 化学工場内で作業をする場合は、設備の危険性、化学物質 の危険性・有害性について知識のある者を選任するか、工場の 作業責任者の立ちいを決めること 期内される容器、タンク、標等が数多いので、作業前にシート 掛けや移動できるものはその場所から排除する等の安全対策を 取ること 3. 作業者に対して、化学工場における作業の危険性・有害性に ついて安全衛生教育を実施すること 4. 発注者は、工場内の危険・有害物等についての防止対策 を、請負業者およびその作業員に対して脱明すること 5. 元酵業者は、発注者の製造工程と工事の作業の係り具合を 本、請負業者およびその作業員に対して脱明すること ある。 6. 下請は、元請の指示により、会社の責任者が立ち会い、元請 との連絡調整を取り、その結果を作業員に周知すること が多る。 6. 下請は、元請の指示により、会社の責任者が立ち会い、元請 との連絡調整を取り、その結果を作業員に周知すること が、業者は、作業場所には、いつも危険性、有害性が多くあること とも自覚し、作業については作業指示に従い、ムりのないよう作業を進めること	1. 高所作業車の操作を行う者に対しては、あらかじめ高所作業車の作業に平う危険性を認識させるともに、操作方法等についての安全教育を行うこと。 5. 高所体業車を用いて作業を行う時は、あらかじめ作業を行う個所の周囲の状況、機械の種類および能力、作業の内容に適応する作業計画を作成すること。 3. 作業指揮者および作業監督者を定め、作成した作業計画に基づいて作業を行うと。	 女全衛生教育の実施すること。 入口にく通電中>の警告等を設置すること。 	1. 電源ロック方法の見直しをすること。 2. 安全対策の再教育をすること。
原因	1. 降温時に生じた塑性変形のためにガスケットリテイナーとガスケット溝の摩擦力が増大してガスケット面圧の低下が継続した。その結果、ガスケットの一部からプロセス流体の漏洩が始まり、時間ととしに漏洩断が拡大した。と、ロックリングの脱落により、これに保持されていたチャンネルカパー等の部品が、プロセス流体の圧力により次々に熟交換器の端部から飛び出したこと。	 1. 定修工事を一部稼動中に行ったこと 2. 作業計画が不十分であったこと 3. 安全確認が不十分であったこと 4. 安全惰生管理体制が不備であったこと 	1. 排液等化学物質を入れた装置、設備の周辺における作業において、装置等の覆い又はシート等による養生をしていなかった。 2. 権の監等に、監察防止のための措置が取られていなかった。 3. 件業用の工具が落ちないためのに、吊り船、チャック等で保護が手件業服が不浸透性の物でなかったため、体の皮膚にまで薬液が浸透した。 電気関係の作業者なので、化学物質の危険有害性についての知識がなかった。 8. 電気関係の作業者なので、化学物質の危険有害性についての知識がなかった。 8. 発注者、下請業者の間での、作業方法についての打ち合わせにおいて危険有害物についての打ち合わせにおいて危険有害物についての打ち合わせにおいて危険有害物についての打ち合わせにおいて危険有害物についての打ち合かはな	 1. 高所作業車を操作する者が、パケットの周囲の状況を確認せずにブームの操作を行ったため、パイブラックに激突したこと。メイブラック近傍という、接触・激突の危険性の高い個所での高所作業車の操作にもかかわらず、旋回の速度が速過ぎたこと。ブームの操作の際、補助作業者あるいは地上監督者の誘導が無く、操作ミスの防止および緊急の作業の停止ができなかったこと。 	1. 電気集塵機停止の確認及び主ブレーカの<切り・施錠>を実施しないで作業を実施したこと。2. 一部表示が不足していたこと。3. 電気集塵機に関する教育が不足していたこと。	作業主任者が現地を確認しないで動力電源の安全ロックを外し たこと。
何が発生	熱交換器のふた板の 押えの離脱によって、 ふた板、押えが飛散・ 衝突、また水素ガスの 高速、また水素ガスの 高速噴出によって爆 発・火災が発生	硫化水素ガスが漏洩し、中毒	槽内に落下し、廃液に 胸まで浸ったため、フェ ノール中毒と下半身を 薬傷	パケットを路上に下ろ すため、ブームを縮め ながら旋回させようとし ことさ、パイブラックに 後ろ向きに激突し、操 後の自ったのを設置さ れている保護フレーム	現場電気室でヒーター の電源を切りとい、主 電源も同時に開放した と勘違いい、碍子BOX 上蓋を開けて足を踏み、 入れたところ感電	ベルトコンベアとスカー ト部分に挟まれた
シニネ	重油間接脱硫装置	石油精製プラン トの脱硫行程エ リア	化学工場内の排水槽	化学工場構内の 地上約6mの高 さにある配管を 大えるパイブラック	電気集塵機の1 室	
どんな作業	熱交換器のホットボルティング作業	脱硫装置の定修作 業	排水層に計器を取 り付けるための配 線工事作業	塗装作業	電気集塵機の点検 修理作業	久ルトコンベアの補 修作業
事例No	3.3.4 (本文) ※	3.3.4 **********************************	3.3.6 (***) (****) (****)	3.3.6 ***	3.3.7 (本文) ※3 *3	3.3.8 (**) **3.8 **3.8

被災程度	休 1人 1人	死 1人、 1人、 1人、 1人
被災者	請負人	請負人
事故の型	幾	爆発
起因物	基礎工事用機械	有害物
再発防止対策	1. 重機オペレーター操作ミスにより、芯合わせの際の杭先端と 地面の高さが通常より高かったこと。 2. 杭頭差込みキャップと杭頭の安定度確認不足であったこと。 2. 芯合わせ作業前の状況確認を視差呼称すること。	1. 密閉構造内でのスプレー塗装機の使用を禁止すること。2. 密閉構造内での工事の換気を徹底すること。3. 作業機器、作業方法の監督、安全管理体制の確立をすること。4. 安全教育を徹底すること。
原 因	1. 重機オペレーター操作ミスにより、芯合わせの際の杭先端と地面の高さが通常より高かったこと。 2. 杭頭差込みキャップと杭頭の安定度確認不足であったこと。	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
何が発生	ハンマーを吊っている 親ワイヤーを緩めたこ とにより、杭用りのワイ 1. 重様オペレータ とにより、ベス・ が緊張し、緩みが、地面の高さが通常 なぐなり吊られていた。 2. 杭頭差込みキャ 杭の先端が振れて激	宮閉箇所でペンキ溶 Nのトルエンが蒸発 ・そこで電動式スプ ハーガンを用いて着火 ・編発
シニズ	新設工事現場	製油所のタンク
どんな作業	パイプラックの新設工事の杭打ち作業	33.10 タンク改造工事にお 製油所のタンク い (本文) オンクス (本文) けるペンキ塗り作業 製油所のタンク い ※2 けるペンキ塗り作業
eNll)	3.3.9 (本文) ※3	33.10 ★★) ※2

出典 ※1 安全衛生情報センターの労働災害事例(http://www.jaish.gr.jp/anzen.pg/SAI_FND.aspx)から引用。 ここで紹介した事例の内容は、「起因物」「事故の型」から該当のものを選択し、検索してご覧ください。 ※2 独立行政法人科学技術振興機構の「失敗知識データベース」(http://shippaijst.go.jp/fkd/Search)から引用。 科学技術分野の事故や失敗の事例を分析し、得られる教訓とともにデータベース化した情報です。

※3 社団法人日本化学工業協会から提供された災害事例から引用。